

災害廃棄物処理行政事務 初動期のあらまし

令和3年11月17日 環境省近畿地方環境事務所

(説明 横浜市資源循環局 産業廃棄物対策課 監視指導担当課長 茶山修一)

平成30年7月豪雨災害(広島県呉市・熊野町・坂町)









令和元年台風19号(宮城県大崎市・丸森町)









令和2年7月豪雨(熊本県人吉市)









もしあなたの自治体で 災害が起きたら?

あなたは、廃棄物担当者として、どんな 行動をとりますか?

1 被害情報の収集

① 施 設 焼 却 施 設 ·····・・・ 損傷したらどうするか?

し尿処理施設 ・・・・・・・・施設が使えなくなったら?

③ 被害状況調査 (例:水害の場合、どの地域が浸水とか、堤防決壊とかetc.)



2 災害廃棄物処理

「初動が大事」ってよく聞くけど、 実際には**何すり**やええん? 施設が被災すると?



焼却施設が水没しました。 1階事務室はご覧のとおり。 管理台帳、伝票類、パソコンなど全て 泥水に漬かりました。 管制機能の一部も被災、電気関係も 被害甚大です。(令和元年台風19号)

地震で柱そのものがずれました!! 強度に問題が出る恐れもあります。 (平成28年熊本地震)

収集現場は?



収集車はフル稼働。

それでも収集能力に不足を来します。

スプレー缶を巻いてしまい車両 火災も・・・。

ほかにも予想外に硬い物があり 架装を破損させたりします。

片付けごみが通常のごみ置き場、公園、空き地など、所かまわず排出されます。

第1編 発災直後の対応

I 災害発生時48時間以内に行うべきこと(初動体制)

初動対応の重要性・・・初動で道筋をつけないと、後々混乱の元になります。

廃棄物担当職員は、発災後48時間 以内に次の行動を開始しなければ ならない、と心得ましょう。

必要な行動-1

- 1 情報収集及び記録を開始します。
- 2 災害時の廃棄物処理に係る業界団体等との協定内容を確認します。
- 3 仮設トイレの設置が必要か判断します。
- 4 し尿・生活ごみ・避難所ごみの処理方法を決定します。
- 5 仮置場を開設します。

必要な行動ー2

- 6 災害廃棄物の発生量と仮置場の必要面積 を推計しておきます。 (この段階では被害情報から粗々の計算で。 精度不問。たいてい大きく狂います。)
- 7 災害廃棄物の収集運搬方法を決定します。
- 8 住民等へ周知します。(WEB、チラシ、広報車、防災無線、マスコミ等)
- 9 外部委託の必要性を検討します。

1 情報収集及び記録を開始します

- 発災時にベースとなる情報の収集
 - ・職員と委託業者職員の安否情報、参集(見込)状況
 - ・収集運搬車両・機材の被害状況
 - ・庁舎、焼却施設、リサイクル関連施設、最終処分場の被害状況
 - ・各施設・拠点の電力、ガス、水道の供給状況
 - ・市町村内の全般的被害情報(防災部門から入手)
 - ・道路その他通行に要する橋梁等の被害状況(建設部門から入手)
 - ・避難所数、避難者数の状況
 - 一部事務組合や隣接他市町村の状況
- 複数の通信手段を使って情報を収集(時間ごとの情報など)
- し尿、避難所ごみの大量発生の恐れがある場合には?
- 廃棄物処理施設の損傷状況の把握。状況把握と対応策
- 記録を残しておく。写真など整理して記録
- 災対本部と情報共有。府県に対しても同様!

2 災害時の廃棄物処理に係る業界団体等との協定内容を確認します

災害時の各種の協定の確認

● 災害時の廃棄物処理について、建設業や廃棄物処理業の業界団体等と協定を締結しているかどうか確認し、締結している場合は、締結先に支援要請を行います。

協定の例

締 結 先	建設業、解体工事業、一般廃棄物処理業 産業廃棄物処理業、仮設トイレレンタル事業者
締結内容	災害廃棄物の撤去・収集運搬・処分、仮設トイレの設置

- ●発災直後は、被害の規模や災害廃棄物量が判らないため、情報収集及び締結先との連絡を密にして、指示を行います。
- ※ 災害廃棄物処理計画を策定している場合は、計画に基づいた行動手順を確認します。

3 仮設トイレの設置が必要か判断します

● 災害時に上下水道が寸断された場合

避難所,公共施設等に仮設トイレを設置する必要があります。 仮設トイレの設置については、災害時の対応として決定している部署(災害対策本部、 防疫関係部所、下水道関係部所等)が実施します。

● 過去の経験から50人当たりに1基あると、長い時間並ぶことなく使用可能 (女性用:男性用=3:1)が理想的 トイレットペーパーなどの消耗品も確保



●その他の災害用トイレ

携帯トイレ	既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させます。
簡易トイレ	段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用します。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させます。
マンホールトイレ	下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置します。

4 し尿・生活ごみ・避難所ごみの処理方法を決定します

● 災害時の生活ごみやし尿の収集などが通常どおり実施されることが、極めて重要。生活ごみ等の収集に影響がないように収集運搬・処分の計画を立てます。

●し尿の発生について

下水道などの停止、避難所開設によって、仮設トイレ等に排出されることになるため、 収集量は増加します。

● 生活ごみ・避難所ごみの発生について

- ・災害の被害が軽微な地域は通常どおり生活ごみが発生します。
- ・避難所では、非常食の容器等のごみが多く発生、また衣類や簡易トイレなど、平常時と は組成や組成比率の異なるごみが大量に発生します。

● し尿・生活ごみ・避難所ごみの収集運搬と処分

- ・災害により焼却施設等が被害を受けていないかを確認し、場合によっては近隣市町村や県に対し、支援要請を行います。(協定又は平常時からの調整が必要)
- ・収集運搬体制について、車両や人員が必要か確認をします。→ 支援要請
- ・避難所ごみの分別(あらかじめ作成しておきます。) → 災害廃棄物処理計画
- ・避難所ごみについては、広域の避難や処理を考慮して、他市町村と平時に協議しておく のが望ましいです。

5 仮置場を開設します

- 災害廃棄物が多量に排出される恐れがある、と判断した場合は、早急に仮置場を 開設します。(特に水害の場合、水が引くとすぐに排出が始まります。)
- 仮置場の選定については、以下の条件を考慮し、選定します。 (近隣に住居がない、学校、病院、福祉施設から離れている) 河川敷等の利用については注意が必要です。
- 災害対策本部と協議し、決定する。他の利用が優先されるケースも多いため。
- なるべく、広い土地を確保。車両の搬入や整理を考えます。→ 人員の確保も必要。生活ごみ(特に生ごみ)は受入れないようにしましょう。

仮置場の開設にあたって、必要なもの

必要となる資機材の種類	 ・廃棄物の下に敷く鉄板又はシート ・粗選別等に用いる重機(例:フォーク付のバックホウ) ・仮置場の周辺を囲むフェンス、飛散防止のためのネット ・分別区分を示す立て看板 など
仮置場の管理・指導 の人員等	 ・仮置場の全体管理 ・車両案内 ・荷降ろし・分別の手伝い ・夜間の警備(不法投棄・盗難防止) など

Ⅱ 仮置場

● 仮置場候補地の選定の際に考慮する点

<選定を避けるべき場所>

- 学校、保育園、老人ホーム避難所として指定されている場所の周辺
- 周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域
- 農地(土壌汚染の恐れ)
- 二次仮置場は、長期間に渡り、大量の災害廃棄物を仮設処理施設により 破砕選別、焼却処理を行う場合があるため、周辺環境へ影響を考慮して 選定する。

<候補地の絞込み>

- ・ 公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地
- 大型車両の搬出入のため、広い道路に面しており、かつ、廃棄物を保管するため適度な広さ(1ha以上)を有する事が理想。
- 自衛隊の宿営、避難所、仮設住宅等、土地利用のニーズを把握しておく
- 長期間、長時間使用できること。

Ⅲ 仮置場開設の準備

● 仮置場設置の留意点

- 仮置場の搬入、通行路は大型車が走行できるよう、舗装、鉄板の敷設等を 検討します。
- 分別配置図や看板を設置します。(開設直後は手作り感満載でOK。)
- 仮置き場の設置場所等を警察や消防に連絡する。
- 汚水等が敷地外に流れ出ないよう、遮水シートの設置、場合により排水溝や 排水処理設備の設置・土壌の事前調査も実施します。(土対法に準拠して)

く必要となる資機材>

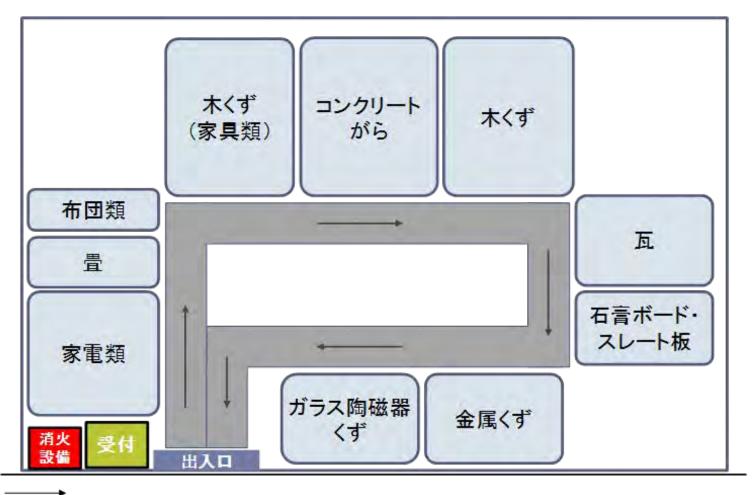
- 廃棄物の下敷き鉄板又はシート
- ・ 粗選別に使用する重機 ➡ 市町村で保有していない ➡ 委託検討
- 分別区分を示す看板(大きな段ボールに極太マジックで大書きでもよい。)
- 仮置場作業員の控室(トイレ等も含む。その汲取りも考えること。)

〈仮置き場の管理指導のための人員とその手配〉

- 仮置場の全体管理
- 車両案内(交通整理等)
- 荷下ろし、分別の手伝い

協定締結先?委託?直営?

仮置場のレイアウトイメージ(左側通行で入り易く、時計回り)









6 災害廃棄物の発生量と仮置場の必要面積を推計します

●災害廃棄物の発生量の推計は、仮置場の設置や災害廃棄物の処理計画等に影響するため、重要です。建物の被害棟数を把握し、発生原単位を用いて推計します。

災害廃棄物の発生原単位の例1

	発生原単位
床上浸水	4.60トン/世帯
床下浸水	0.62トン/世帯

全被害家屋1棟当たり 2トン程度で算出すれば、実際の水害時に発生する廃棄物量と大きく変わらない可能性が高いものと考えられる。

●仮置場の面積の推計方法 面積=災害廃棄物の集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×(1+作業スペース割合)

仮に、災害廃棄物1,000tの全量を仮置場に集積し、見かけ比重を0.4(t/m³)、積み上げ高さを5m、作業スペース割合を1とすると、仮置場の必要面積は1,000m²となります。 1,000t÷0.4t/m³÷5m×2=1,000m²

※ 一斉に災害廃棄物が搬入されるわけではないので、処理期間を踏まえた必要面積を算定する。21

7 災害廃棄物の収集運搬方法を決定します

- 災害廃棄物の収集運搬は、平常時の生活ごみを収集運搬する人員及び車両等の体制では困難であるため、人員、車両の増加や、重機を用いる等の対応が必要となります。災害廃棄物の運搬は、平積ダンプや平ボディ車を使用する場合が多くなると予想され、産業廃棄物処理業者等への委託を検討します。
- 収集運搬車両等が不足する場合は、近隣市町村や県へ支援要請を行います。また、 災害廃棄物の収集運搬は、道路の被災状況や交通渋滞を考慮した効率的なルート を選定します。
- 収集期間や廃棄物の種類、収集場所等について住民に広報します。
- 被災者自身が軽トラック等を用いて、仮置き場に搬入する方法。(下掲右写真) 道路渋滞の恐れや、分別の徹底が難しくなる恐れがあります。また搬入待ちの住民が 殺気立ってきます。場合によっては搬入を断念しその辺に不法投棄も・・・。





IV 収集運搬について

※ 災害時においても、生活ごみは極力収集を継続することが大切です。

	市町村による収集	被災者自らによる仮置場への搬入
概要	・被災者が、災害廃棄物を最寄りの市町村の指定場所に分別して搬出する。 (仮置き場に持っていかない)	・被災者が、自ら調達した車両等を利用して仮置場へ搬入し、分別しながら荷下ろしをする。
特徴と留意点	【特徴】 ・被災者の負担を小さくできる。 ・収集段階で分別できる。	【特徴】 ・住民負担となるが、短期間に被災地から災害廃棄物を搬出できる。
	【留意点】 ・収集時点で分別等を行うため作業員数を多く要する。 ・収集運搬能力が不足すると、路上に災害廃棄物が溢れて交通に支障をきたす事態となる。 ・生活ごみ(生ごみ等)と混載すると、臭気等の問題が発生し、仮置場に搬入できない恐れがある。	【留意点】 ・搬入車両により、渋滞を招く恐れ ・被災者の自らの搬入のため、負担が 大きくなる。 ・未分別の災害ごみの搬入が予測され、 仮置場作業員が不足すると、分別の 徹底が難しくなる。 後々分別コスト増につながる。

8 住民等へ周知します

- 災害廃棄物の不法投棄を防止し、分別を徹底するためには、発災直後の広報が重要です。特に水害では、水が引くとすぐに被災した住民が一斉に災害廃棄物を排出するため、効果的な手法で迅速に情報を周知する必要があります。
- 市町村は、被災者に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等について、効果的な広報手法により周知します。また、ボランティアに対しても速やかに同様の情報を周知できるように、社会福祉協議会等に情報提供を行います。
 - 分別方法 (平常時の分別方法を基本としたほうが伝わりやすい)
 - 収集方法 (市町村が収集する場合)
 - 仮置場の場所、搬入時間、曜日等
 - 仮置場の誘導路(場外、場内)、案内図、配置図
 - 仮置場に持ち込んではいけないもの(生ごみ、有害廃棄物、引火性のもの等)
 - ・ 災害廃棄物であることの証明方法(住所記載の身分証明書、罹災証明書等)など
- 市町村は、SNS、ホームページ、チラシ等の広報手法により、住民へ正確かつ迅速に 災害廃棄物の分別や仮置場の利用方法等についての情報を周知します。デジタルと アナログ双方の広報手法を併用して周知をするのが効果的です。

【災害時の広報手法の例】

- ・ チラシ、広報車、防災行政無線、ポスター(避難所での掲示)、広報紙(誌)、
- ホームページ、SNS、ローカル(ケーブル)テレビ、ラジオ、新聞
- 住民から苦情や問合せが殺到するため、電話要員も必要です。

9 外部委託の必要性を検討します

- ●し尿及び避難所ごみの収集運搬は、平常時に委託している収集運搬業者に追加的な契約により実施しますが、委託業者が対応できない場合は、他の一般廃棄物収集運搬業者や産業廃棄物処理業者、他の市町村等に委託します。
- 災害廃棄物の収集運搬及び処分は、廃棄物処理法に基づき適正に実施できることが必要であり、適正な金額であること、可能な限りリサイクルを進めることが重要です。
- 仮置場の管理・運営を業者に委託することを検討します。
- 災害廃棄物の収集運搬や処分を委託する場合、契約のための仕様書の作成や積算を 後日行うことになります。また、災害等廃棄物処理事業費補助金の交付を受ける場合は、 金額の根拠、妥当性に関する資料が必要となることから、これらのことを意識して検討し ます。

仮置場開設に際し、

困った事案が発生したら??

- 例 そもそも仮置場(など)が我が町内に作れない!!
- → なぜなら
 - ・区域が狭い、
 - ・宿営地にとられた、
 - ・仮設住宅用地、

etc.



過去の事例では・・・

- 越境して他の市町村区域に仮置場(中間処理施設)を設置。
- 収集場所から区域外の処理施設へ直接搬出。
 - → 設置又は搬出先は、いずれも協議を要することとしている自治体だったため、所要の協議を急いで行った。
- 災害対策本部で関係部署を拝み倒し、学校の校庭をつぶした。(非常手段!)

第2編 災害に備えて平常時に最低限行うべきこと

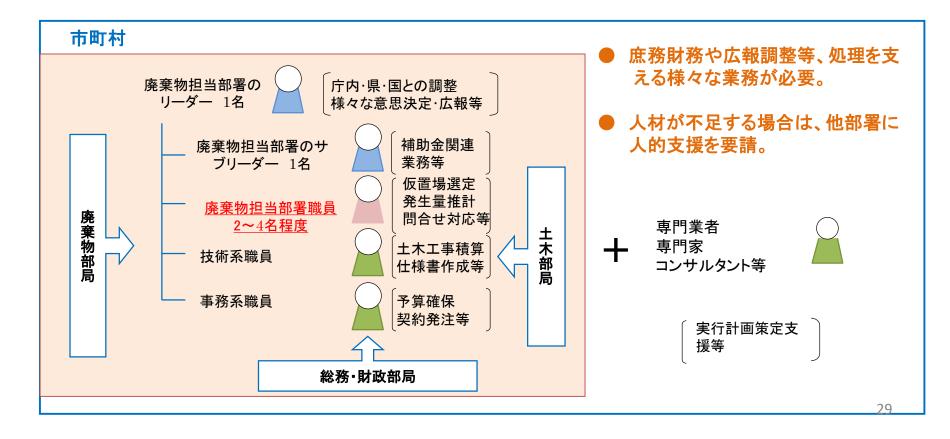
● 災害時に速やかに行動するためには、事前の備えが大切です。あなたは、 廃棄物関係部所の職員として、平常時に何をしなければならないでしょうか?

廃棄物関係部署の職員は、平常時に次の4つの行動を検討しましょう。

平常時の4つの行動		
1	市町村内の組織・人員体 制を構築します	災害廃棄物処理に係る庁内の組織体制を構築。 場合によってはノウハウある職員を庁内で一本釣。
2	関係機関等との協力体制 を構築します	大量の災害廃棄物が発生した場合等に備えて、関係 機関や他の市町村と協力体制を構築。
3	仮置場候補地をリスト化 します	災害発生後速やかに仮置場を開設するため、仮置場 候補地を選定し、リスト化。
4	市町村職員の教育・訓練 を実施します	災害廃棄物対応力強化のため、市町村職員に教育・ 訓練を実施

1 市町村内の組織・人員体制を構築します

- 災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に行うため、平常時に災害廃棄物処理に係る組織 体制を定めておく必要があります。
- 組織体制は、平常時の廃棄物関係部所の職員数は少ないかもしれませんが、災害時に他の部所から計画的に調達するなどして人員を確保することを決めておきます。



- 発生する分野と業務(平時に検討できる業務)
- ① 庁内・府県・国との調整、様々な意思決定
 - 庁内:体制整備、人員調達、議会への説明
 - ・府県:被害状況報告、産資協等との調整、支援受援の調整
 - 国 : 派遣チーム、D.waste-Netへの要請
 - ・広報等(市民への連絡→仮置き場、分別、収集、各種注意事項)
- ② 施設での受入れ調整、収集業務
 - •焼却施設での細かな受入れ対応
 - 収集業務(収集業者との調整(し尿を含む))
- ③ 仮置場選定、発生量推計、問合せ対応、苦情対応
- ④ 土木工事積算、仕様書作成等(施設復旧などの積算の知識が必要)
- ⑤ 予算確保、契約
- ⑥ 災害報告書の作成(補助金申請等関係事務)

2 関係機関等との協力体制を構築します

- 廃棄物処理施設が被災し稼働できない場合や、大量の災害廃棄物が発生する場合に備え、関係機関や他の市町村と協力体制を構築しておきます。
- 一般廃棄物処理を担っている**一部事務組合や民間事業者(収集運搬業者含む) との協力体制**を平常時から検討しておきます。

平常時に協議しておく内容の例

- ・施設敷地の仮置場としての利用可否
- ・仮置場の管理・運営に係る役割分担
- ・災害時の廃棄物の収集運搬計画(災害系・家庭系とも)
- 既存施設で受け入れ可能な災害廃棄物の要件
- 全壊家屋の撤去(公費解体)と役割分担 など
- 地元の建設業協会、解体業協会等、建築物系災害廃棄物の収集運搬や前処理(解体等)に係る協定を締結しておくのが望ましいです。協定を締結するだけでなく、定期的に協議や訓練を実施することが重要です。
- 他の市町村と災害廃棄物の収集や処分について、相互支援協定を締結しておくのも 有効。敢えて遠隔地と締結し、近隣も被災した場合に備えるという考え方もあります。

3 仮置場候補地をリスト化します

- 災害発生後速やかに仮置場を開設するためには、平常時に仮置場候補地を選定し、 リスト化しておく必要があります。
- 選定に際しては、近隣に住居が少ない場所、学校や病院から距離があること、浸水 想定区域でないこと、農地は避ける等を基準にします。
- 候補地を複数選定します。被害想定に対応した仮置場の面積、設置場所及び設置数とするのが望ましいです。民有地の場合は、地権者と協議できるように連絡先等を調べておきます。
- 災害廃棄物の分別配置及び運搬車両の出入口や経路(動線)を検討します。
- 仮置場候補地が公有の遊休地の場合、行政財産から普通財産に転換し売却されていないか毎年確認を要します。

٠.

財政部門にも仮置場の重要性を訴え、自治体として適切な維持保有方法を考えることが重要。対外的には「災害時対応用地」等の名称で管理することも考慮を。 (事前公表すると風評被害を懸念されることもあり得るため工夫を要します。)

4 市町村職員の教育・訓練を実施します

- 災害時に速やかに行動するためには、職員へ災害廃棄物に関する教育・訓練を実施する必要があります。
- 災害廃棄物処理の経験がある場合は、その実績と教訓を記録としてまとめ、その内容を継承することにより、今後の災害に備え、災害時の円滑かつ迅速な対応に生かします。
- 過去に経験した災害の記録や環境省等が公表している資料を用いて、座学、ワークショップ、図上演習等の手法により、職員に教育・訓練を行います。災害廃棄物処理計画を策定している場合は、計画内容を職員へ周知します。
- ※ 各府県において災害廃棄物処理に関するさまざまな研修を開催しています。 (各府県にお問い合わせください。)
- 環境省地方事務所や府県が開催する災害廃棄物研修会等へ参加し、他の自治体と情報共有を進め、災害廃棄物処理に関する知識を蓄えます。また、担当者相互の「顔の見える関係」を構築することも重要です。緊急時は、属人的なつながりから事態が動いた、という例も少なくありません。(特に東日本大震災では多数あります。)

◎ 災害時の特例

・廃棄物処理法第9条の3の3 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の 特例

市町村から非常災害により災害廃棄物の処分委託を受けた者が、専ら災害廃棄物処理のための一般廃棄物処理施設を、処理処分委託を受けたために設置しようとするとき。

都道府県知事に必要書類と環境影響調査結果を添えて届出 但し条例をあらかじめ制定(又は既存条例の改正)をしていないと使えません。

・廃棄物処理法第15条の2の5産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例

被災地の産業廃棄物処理施設で災害廃棄物処理を行う時は、処理開始後遅滞なく被災地の都道府県知事に届出なければならない。(平常時には予め処理開始の30日前までに届出なければならない。)ただし、被災地外の都道府県で処分する場合には、通常どおりの事前届け出を要する。

産業廃棄物の不適正 処理事案では?という 通報への対応について



事案の概要

- ① 家屋の解体現場
 - 横浜市K区内で、ある住宅の解体が行われていた。
 - 当該物件については、市内の建設業許可を有するX社が元請けとなり、市外の Y社が下請けとなって解体を行っていた。
 - 工事着手から2週間ほどで更地になった。

② 通報

- 環境省関東地方環境事務所から入電。「不法投棄に係る通報メールが当所に入った。転送するので対応方願う。」
- ・ 当該メールの要約 「当該地において、某国系の作業員が地面に穴を掘り、解体したガラなどを埋めている。私は見た。写真もある。」

③ 対応

- 写真は作業風景だが、それだけでは埋めているのかどうか即断はできないものだった。
- まず、X社本社を訪問し事情を説明するとともに、マニフェストを確認。
- 特段も問題はなく、現地の物件に比して、十分考えられる廃棄物重量と思料され何らかの矛盾や疑問点を発見することはなかった。
- X社社長から、信用にかかわることだから明日掘削して確認しよう、と提案される。

④ 現場調査

- 翌朝、K区現場において、疑念をかけられた地点をX社の重機で掘削。
- 1メートル掘ったが、解体後の廃棄物と思料されるものは出てこなかった。
- ・ 念のため、敷地内他の複数か所も掘削、全て問題ないことをX社長、Y社長と本市職員により確認した。





⑤ 通報について

- 近年、匿名通報が電話、郵送のほか電子メールによるものが増えている。
- 中には同業者からの通報と思料されるものもある。
- 写真添付の場合が多いが、当職あてのものについていうと、写真だけをもって「違反行為」と断定できるようなものは少ない。
- しかし、どこにどのような違反が隠れているか不明である以上、一つ一つ対応 するほかないのが実情。

ご清聴ありがとう ございました。